

参考3 各争点における当事者の主張 判決文抜粋 争点1 侵害論

**争点1 被告システム等が本件各発明の構成要件を充足するか否か**

争点	原告の主張	被告の主張
1-1	構成要件A、L及びU(「現実世界で出会ったユーザ」等)の充足性 (判決18頁)	
	<p>被告システム等と構成要件A・・・を対比すると、被告システム等の「スマートフォン(2)」、「近くにいるユーザ同士」が本件各発明の「ユーザ端末」、「現実世界で出会ったユーザ同士」にそれぞれ相当する。</p> <p>被告は、被告システムにおける「近くにいるユーザ」は、構成要件Aにおける「現実世界で出会ったユーザ」とは異なると主張するが、「近くにいるユーザ」には、①ユーザ同士が現実に対面して現実世界で出会った状態と、②ユーザ同士が近くにいるが現実に対面するほど近くにはおらず現実世界で出会っていない状態を包含するところ、被告システムでは、①の状態で「ふるふる」機能(本件機能)を用いて友だち登録ができる以上、構成要件Aを充足する。</p>	<p>被告システム等における「近くにいるユーザ」は、構成要件Aにおける「現実世界で出会ったユーザ」とは異なるから、被告システムは、構成要件Aを充足しない。</p>
1-2	構成要件 B、M 及び X1(「交流先のリスト」等)の充足性 (判決18～27頁)	
	<p>(1)本件各発明の本質</p> <p>・・・本件各発明の目的(直接解決しようとしている課題)は、「相手方に互いの個人情報を通知することなく後々コンタクトを取ることができ、かつ、相手方以外の他人がその相手方に成りすましてコンタクトしてくる不都合をも防止できる「理想的な連絡可能状態」を構築する手段を提</p>	<p>被告システム等は、「交流先のリスト」に係る構成を有しないから、本件発明1の構成要件B・・・を充足しない。</p> <p>(1)本件発明の意義等</p> <p>本件明細書等の段落【0004】の記載によれば、本件発明が解決しようとするのは課題a～dであるから、本件各発明は、相手と直接連絡を取ることができないようにするための課題解決手段、すなわち、連絡先の個人情報が通知され、当該情報を用いて直接連絡を取ることができてしまうことによる種々</p>

争点	原告の主張	被告の主張
	<p>供すること」にある。</p> <p>それゆえ、本件各発明の本質的特徴(技術思想)は、「連絡先の個人情報(知得した者がその情報を用いることにより特定される相手にメッセージ等を伝えることを可能にする情報)を相手から知らせてもらって端末のアドレス帳に登録する場合には、連絡先の個人情報を知得可能な情報にせざるを得ず、その結果、その知得された連絡先個人情報が横流し(転売)されて成りすましやスパム等の被害が発生するおそれがあるために、コンピュータ側からの制御に基づいて交流先のリストをユーザ端末に表示させるようにし、上記連絡先の個人情報を知らせ合わなくても交流できるようにした点」にある。</p> <p>そして、本件各発明の作用効果は、「相手とコンタクトが取れるようにするにおいて、個人情報を相手に通知しなくても後々コンタクトが取れるようになる」というものであるから、本件各発明は、電話番号やメールアドレス等の連絡先の個人情報を相手(人間)に知られてしまうことによる種々の不都合を回避しつつ相手とコンタクトがとれる状態を構築するものである。</p> <p>(2)・・・被告システム等は、「近くにいる人とメールアドレスや電話番号等の</p>	<p>の不都合を回避しつつ、相手とコンタクトが取れる状態を構築するものである。・・・</p> <p>そして、本件各発明は、上記課題を解決する手段として、連絡先の個人情報を含まない、共有仮想タグ又はそれに類する共有ないし共用のタグ(共有仮想タグ等)のリストである「交流先のリスト」(構成要件B)や、連絡先の個人情報を使用せずに「メッセージを送受信」する構成(構成要件C)を採用し、もって「ユーザ同士が連絡先の個人情報」を「知らせ合うことなく交流できるようにした」(構成要件H)ものである。</p> <p>すなわち、本件明細書等(括弧内略)の記載によれば、本件各発明の概要は、以下のとおりである。</p> <p>(i) 出会ったユーザ(A氏とB氏)のユーザ端末が所定時間中に所定距離内に位置することを条件に共有タグを生成する。</p> <p>(ii) ユーザ端末に共有仮想タグのリストを表示する。</p> <p>(iii) A氏が共有仮想タグを選択指定して、当該共有仮想タグに対応したWebページ等のネットワーク上の書込み・閲覧手段に書込みを行う。B氏が共有仮想タグを選択指定して、当該共有仮想タグに対応したネットワーク上の書込み・閲覧手段におけるA氏の書込みを閲覧し、B氏も同手段に書き込みを行う。A氏が共有仮想タグを選択指定して、当該共有仮想タグに対応したネットワーク上の書込み・閲覧手段におけるB氏の書込みを閲覧する。</p> <p>(iv) ユーザ同士が連絡先の個人情報を交換することなく交流できる。</p> <p>(2) 被告システム等が本件各発明の技術思想を採用していないこと</p>

争点	原告の主張	被告の主張
	<p>連絡先の個人情報を通知しなくても友だち登録して後々連絡を取ることができる」という作用効果を有する。・・・</p> <p>(3) 被告システム等の構成b・・・を構成要件B・・・と対比すると、被告システム等の「コンピュータを利用してネットワークを介してのコミュニケーションによる交流に同意したユーザ同士(括弧内略)」が、構成要件Bの「互いにコミュニケーションによる交流に同意したユーザ同士」に相当する。被告システムの「交流できるようにするための複数の友だちのリスト(括弧内略)」が、構成要件Bの「交流できるようにするための複数の交流先のリスト」・・・に相当・・・する。被告システム等の友だちリストの中から友だちを選択指定してトークボタンをタップすることにより、その選択した友だちとトークすることができ、ネットを通しての交流が可能になるのであるから、これは、「交流先のリスト」にほかならない。</p> <p>そして、被告システムの「ユーザに表示させるための制御を行うリスト表示機能」が構成要件B・・・の「ユーザに表示するための制御を行う交流先リスト表示制御手段」に相当・・・する。</p> <p>したがって、構成bは構成要件Bを・・・充足する。</p>	<p>・・・被告システム等は、個々のユーザが元々保有していた各ユーザに固有のユーザ識別子とユーザネーム・アイコンを他のユーザと交換することで、ユーザ同士が交流できるようにしているのであって、本件各発明において必須の構成である「共有仮想タグ」(「出会い」(交流開始条件が満たされていること判定されること)を契機として新たに生成され、ユーザ間で共有されるコンピュータ上のタグ)に対応する構成を全く備えていない。</p> <p>(3) 「交流先のリスト」の意義等</p> <p>ア 「交流先のリスト」は、「連絡先の個人情報」を含まないこと</p> <p>・・・一般に「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報を意味するから、本件発明においても、「『連絡先』という特定の個人(個々人)を識別可能な固有の情報」であれば「個人情報」に当たると解すべきである。</p> <p>かかる解釈は、本件明細書等の段落【0020】、【0042】の記載と矛盾せず、その原出願・・・における「住所氏名や電子メールアドレス等の個人情報」との記載にも合致する。</p> <p>他方、・・・「連絡先の個人情報」とは、電話番号やメールアドレスのように、「当該情報を相手に通知することによって、相手と後々コンタクトが取れるようになる、個々人に固有の情報」を指すと解釈すべきことになる。</p> <p>そして、本件特許請求の範囲及び本件明細書等は、当該情報を用いて相手との通信が可能となる情報が「連絡先の個人情報」であると明示的に規定しているわけではないこと、特許請求の範囲の公示機能や、不明確な記載の不利益は作成者である出願人に負担させるべきことが衡平に資することに照らせば、上記2つのいずれかの意味(括弧書略)での「連絡先の個人</p>

争点	原告の主張	被告の主張
		<p>情報」を「交換」していれば、本件特許発明の技術的範囲から外れることになると解すべきである。</p> <p>イ「交流先のリスト」が共有仮想タグ等のリストを意味すること</p> <p>本件明細書等が開示する発明は、共有仮想タグ等を利用してユーザAとユーザBとが交流を図るというものであり、本件明細書等は、氏名やメールアドレス等の個人情報を端末間で交換せずに交流を可能にする具体的手段として、共有仮想タグ等に係る構成を開示しており、交流先の相手の端末にリスト表示されるのも共有仮想タグ等のみである(括弧書略)。実際、原告代表者は、本件特許と同系列の本件特許1の出願経過において、その明細書(本件明細書等と同内容)に共有仮想タグのリストが表示されることが記載されている旨を強調して、同特許が記載要件に違反しない旨を審査官に説明していた。</p> <p>それゆえに、「交流先のリスト」に相当するのは、共有仮想タグ等のリスト以外にあり得ず、共有仮想タグを用いない構成は、本件各発明の技術的思想とは異なる発明であって、本件各発明の技術的範囲には含まれない。</p> <p>ここで、<u>共有仮想タグ</u>とは、特許請求の範囲に記載された文言と、本件明細書等における説明及び出願時の技術常識並びに一般の用語例からすれば、「<u>ユーザ間で共有されるコンピュータ上のタグ(ユーザ間で共有される識別子であって、各ユーザ端末が所定時間中に所定距離内に位置することを条件に新たに生成され、当該ユーザ端末にその複数のリストが表示されるとともに、当該タグに対応したWebページ等のネットワーク上の書込み・閲覧手段にユーザ端末の操作による書込みと閲覧が可能なるものであって、ユー</u></p>

争点	原告の主張	被告の主張
		<p>「ザ同士が連絡先の個人情報を交換することなく交流できるようにするもの）」を意味する。</p> <p>ウ 「交流先のリスト」は出会い(交流開始条件が満たされていると判定されること)を契機として生成される情報(交流先の表示)の集合であること(以下略)</p> <p>(4) 被告システムが「交流先のリスト」を充足しないこと</p> <p>ア 被告システム等において、「友だちのリスト」に表示されるのは、必ずしも「ネットワークを介してのコミュニケーションによる交流に同意した」ユーザだけではない。</p> <p>イ また、被告システム等において、「連絡先の個人情報」に当たるのは、①ユーザ識別子のみならず、②ユーザネーム、③アイコン、④ユーザ識別と紐付いているユーザネームとアイコンである。</p> <p>すなわち、被告システム等においては、本件機能により互いを友だちとして追加する際には、現実に対面しているユーザ同士が、互いの端末に表示された相手のユーザネームとアイコンが当該対面している相手のものであると認識した上で、友だち追加を行うことになるが、この場合に、<u>ユーザネームとアイコンは、氏名や住所等と同様に、交流相手本人を識別できる情報であり、個々人を識別可能な固有の情報であるから、「連絡先の個人情報」に該当する。</u></p> <p>被告システム等においては、本件機能により友だち登録がなされる際、一方のユーザ(ユーザA)のユーザ識別子が他方のユーザ(ユーザB)の端末に取得されると、ユーザAのユーザネームとアイコンも、ユーザAのユーザ</p>

争点	原告の主張	被告の主張
		<p>識別子に紐付けられ一体として管理される(括弧書省略)。そして、ユーザBが、自らの端末上に表示されるユーザAのユーザネームとアイコンを選択すると、それらと紐付いているユーザAのユーザ識別子によって、ユーザBはユーザAと連絡を取ることができる。</p> <p>被告システム等においては、ユーザネーム及びアイコン(ユーザネーム等)とユーザ識別子は、常に紐付いており、一方のみが端末に送信され、他方は送信されないこととは一切ないから、これらは、「ユーザ識別子に紐付いたユーザネーム等」として一体のものと捉えるべきものである。・・・「ユーザ識別子に紐付いたユーザネーム等」は、「当該情報を相手に通知することによって、相手と後々コンタクトが取れるようになる、個々人に固有の情報」であるから、「連絡先の個人情報」に該当する。</p> <p>被告システムにおいて、交流相手として表示されるリストには、「連絡先の個人情報」であるユーザネームとアイコンが表示されるから、被告システムは、「交流先のリスト」に係る構成要件を充足しない。</p> <p>ウ ……「交流先のリスト」に対応するのは共有仮想タグ等のリストしかあり得ないところ、共有仮想タグ等は、「共有」という字句が表すとおり、交流する者の間で共有される共有のタグであるから(本件明細書等の段落【0014】等)、被告システムにおいて、各ユーザ(交流する者)に個別に設定されたアイコンやユーザネームが共有仮想タグ等に当たらないことは明らかであって、被告システムは、共有仮想タグ等のリストである「交流先のリスト」を備えていない。</p> <p>エ さらに、「交流先のリスト」は、出会い(交流開始条件が満たされていると判</p>

争点	原告の主張	被告の主張
		<p>定されること)を契機として新たに生成される情報(交流先の表示)を集めたものでなければならないが、被告システム等において、ユーザ端末に表示されるのは、個々のユーザが従前から保有していた既存のユーザネームとアイコンであり、「ふるふる」を契機として生成される表示ではない。</p> <p>すなわち、本件各発明における「交流先のリスト」は、「出会った」ことを契機として作成されるタグ(共有仮想タグ)の表示の集合であるが、被告システム等では、「出会い」より前にユーザ各人がそれぞれ固有に保有するユーザネームとアイコンの集合が表示されるのであって、両者は全く異なっている。</p> <p>オしたがって、被告システムは、「交流先のリスト」の構成要件を充足しない。</p>
1-3	構成要件C、N及びX2(「メッセージを送受信」等)の充足性 (判決27~32頁)	
	<p>(1)ア 被告システムの構成cの「リスト表示機能により表示された複数の友だちのリスト(括弧内略)」が、本件発明1の構成Cの「ユーザが前記交流先リスト表示制御手段により表示された複数の交流先の内から」に相当する。</p> <p>また、被告システムの「ユーザがトークしたい友だちを選択指定してトークボタンをタップすることにより(図5)、その友だちとのトークルームが表示され(図6、図45)、選択指定した者と選択指定された相手とがスマートフォン(2)を操作してそのトークルームに互いに書き込んだ内容を閲覧してメッセージを送受信できるように」が、構成要件Cの「コミュニケーションを取りたい相手を選択指定し、該選択指定した者と選択指定された相手とがユーザ端末を操作して入力した内容を互いに伝え合ってメッセージを送受信できるよ</p>	<p>(1) 本件各発明においては、「ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく」(構成要件H)、ユーザ端末を介したコミュニケーションを取る必要があることから、端末外のサーバ等で管理される書込み掲示板(書込み用ウェブページ)であって交流するユーザに共通の掲示板(ウェブページ)を必須の構成とする。</p> <p>そのため、本件各発明の「入力した内容を互いに伝え合ってメッセージを送受信」(構成要件C)とは、端末外のサーバ等で管理される書込み掲示板(書込み用ウェブページ)であって交流するユーザに共通の掲示板(ウェブページ)に書き込んだ内容を閲覧してメッセージを送受信することを意味する。このことは、本件明細書等の【図1】、【図2】に、書込みの対象として、共有仮想タグに紐付けされた書込み掲示板(書込み用ウェブページ)のみが明記されていることから明らかである。また、・・・ユーザに共通の掲示板</p>

争点	原告の主張	被告の主張
	<p>に」に相当する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ 被告システムの構成cの「該入力内容を前記スマートフォン(2)で報知するための入力内容報知機能(図6、図45)」が、構成要件Cの「該入力内容を前記ユーザ端末で報知するための入力内容報知手段」に相当・・・する。</p> <p>エ したがって、被告システムの構成cは、構成要件Cを充足する。</p> <p>(2)ア 被告は、端末外のサーバ等で管理される書き込み掲示板(書き込み用ウェブページ)であって交流するユーザに共通の掲示板(ウェブページ)が必須の構成であると主張する。</p> <p>しかし、共通の書き込み掲示板を介してのメッセージのやり取りであろうが、これを介しないメッセージのやり取りであろうが、「連絡先の個人情報」が知得された場合には、本件各発明の目的が達成できないから、共通の書き込み掲示板は必須の構成ではなく、「連絡先の個人情報を知らせ合うことなく」(構成要件H等)が必須の構成である。・・・</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ (省略)</p>	<p>(ウェブページ)は、「共有仮想タグ」に紐付けられたもの(「共有仮想タグ等」をクリックしてアクセスするもの)でなければならない。</p> <p>したがって、本件各発明の「入力した内容を互いに伝え合ってメッセージを送受信」とは、結局、「当該ユーザ間の共有仮想タグを選択指定してアクセスすることのできるウェブページ等のネットワーク上の書込み・閲覧手段への書込みとその閲覧によるメッセージの送受信」を意味する。</p> <p>(2)これに対し、被告システム等では、交流メッセージは、サーバを介して交流する相手ユーザ端末宛てに送信され、その通信記録はユーザ双方の端末のメモリ上に保存されるのであり、また、ユーザが端末上で確認しているメッセージの履歴は、自身の端末のメモリ上に保存された通信記録であるにすぎないし、被告システム等は、共有仮想タグ等に相当する構成を備えておらず、「共有仮想タグを選択指定してアクセスすることのできるウェブページ等のネットワーク上の書込み・閲覧手段への書込みと閲覧が可能なもの」に対応する構成を全く備えていないから、「メッセージを送受信」に係る構成を有しない。</p>
1-4	構成要件E、P及びY2(「必要条件」等)の充足性 (判決32～34頁)	
	被告システム等は、前記のとおり、「前記メッセージの送受信」及び「交流先のリスト」に係る構成を有さず、また、以下のとおり「必要条件」に係る構成も有しないから、本件発明1の構成要件E・・・を充足しない。	



争点	原告の主張	被告の主張
	<p>(1) 被告システムの構成eの「該検索する機能により前記所定時間中に所定距離内に位置するスマートフォン(2)が検索された場合に、互いのスマートフォン(2)にその検索された相手方スマートフォンのユーザを表示させ(図3の上段と中段、図38)、双方がその表示されたユーザを選択して友だち登録にかかるボタンを押下する友だち登録操作(図3、図38～図41の操作)が行われたか否か判定し、友だち登録操作が行われたと判定された場合に」が、本件発明1の構成要件E・・・の「該検索手段により前記所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として、」に相当する。</p> <p>これらの構成要件は、「必要条件」となっており、従属項である請求項2の記載からしても、複数の条件のうちの1つを限定しているにすぎないことが明らかである。そのため、被告システム等のように、①所定時間中に所定位置内に位置するスマートフォン(2)が検索されたこと、②その表示されたユーザを選択して友だち登録する友だち登録操作(図3、図38～図41の操作)が行われたか否か判定し、友だち登録操作が行われたと判定された場合、の2つの条件が存在する場合でも、①の条件が存在する時点で上記各構成要件を充足する。</p> <p>これに対して、被告は、・・・「出会い時点登録」が必須であると主張するが、構成要件Eをそのように限定解釈すべき理由はないから、失当である。</p> <p>(2) 被告システム等の構成e・・・の「その友だち登録されたユーザを友だちのリスト(括弧内略)に新たに追加する友だちリスト追加処理」が、構成</p>	<p>(1)・・・(本件各発明は)出会ったときに会った場所と時間の登録をすること(出会い時点登録)が必須であるから、・・・出会い時点登録の構成を備えなければ、本件発明1の技術的範囲には属しないことになる。</p> <p>他方、所定時間中に所定時間内に位置するユーザ端末が検索された後に交流の申出と同意が行われない場合についても、本件発明1に係る特許請求の範囲に含まれるところ、この場合は、構成要件Eにおける「必要条件」は、必要十分条件と解されることになる。</p> <p>(2) 被告システムは、・・・出会ったときに会った場所と時間の登録をすること(出会い時点登録)という構成を備えない。</p>

争点	原告の主張	被告の主張
	<p>要件E・・・の「該検索されたユーザ端末と前記メッセージの送受信を可能にするために新たな交流先として前記交流先のリストに追加する交流先追加処理」に相当する。</p> <p>被告システム等の構成e・・・の「追加機能」が構成要件E・・・の「交流先追加手段」に相当する。</p> <p>(3)以上のとおり、被告システム等の構成eは、構成要件Eを充足する。</p>	<p>また、被告システムにおいて、交流を開始するためには、少なくとも一方のユーザが相手の個人の連絡先であるアカウント情報を取得した上で、端末にユーザネームとアイコンを表示させ、友だち登録に係るボタンを押下するという追加処理を経ることが必要である。</p> <p>したがって、被告システムは、「必要条件」の構成要件を充足しない。</p>
1-5	構成要件F、Q及びX3(「メッセージが入力された旨のポップアップ通知」等)の充足性 (判決34～36頁)	
	<p>(1)・・・被告システムの構成fは、本件発明1の構成要件Fを充足する。</p> <p>(2)被告は、被告システム等において、・・・「メッセージが入力された」旨の通知が行われるわけではないと主張するが、被告システム等における「通知ポップアップ」は、本来、相手からメッセージがユーザ端末に送られてきたことを当該ユーザ端末に通知するものであり、これがメッセージの内容を表示するのは副次的機能にすぎない。このことは、長いメッセージが送信された場合に、その冒頭部分しか表示されないことから明らかである。・・・</p>	<p>被告システム等において、メッセージが送信された場合、その相手ユーザのスマートフォンの画面には、当該メッセージの内容そのものが表示されるのであって・・・「メッセージが入力された」旨の通知が行われるわけではないから、被告システムは構成要件Fを充足しない。</p>
1-6	構成要件G(「ユーザ端末同士の間からの要求に応じて、・・・ポップアップ通知を行わないように制御し」等)の充足性 (判決36～37頁)	
	<p>(1)・・・被告システムの構成gは、本件発明1の構成要件Gを充足する。</p> <p>(2)被告は、被告システムはメッセージを受信した際にメッセージを受信したことが通知されないように制御しているのではないから、構成要件Gを充足しないと主張するが、構成gは、・・・単に、「他方のスマートフォンからメッセージを入力して送信する操作を行ったとしても(図65、図66)前記通知ポップアップを行わないように制御し」とするものであるから、結果と</p>	<p>被告システムは、ブロックの操作が行われた場合、一方がメッセージを送信しても、他方のスマートフォンに当該メッセージ自体が受信されないように制御しているのであって、メッセージを受信した際にメッセージを受信したことが通知されないように制御しているのではないから、構成要件Gを充足しない。</p>

争点	原告の主張	被告の主張
	して通知ポップアップが行われないものであれば足りるのであって、被告システムに係る構成を有している。…	
1-7	構成要件H、S及びΓ(「前記コンピュータ側からの制御に基づいて」、「ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく」)の充足性 (判決37~44頁)	
	<p>(1) 被告システムの構成hの「前記コンピュータ(14)側からの制御に基づいて前記友だちのリスト(括弧内略)をスマートフォン(2)に表示させることにより」が、本件発明1の構成要件H…の「前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させることにより」に相当する。</p> <p>また、構成h…の「ユーザ同士がユーザ識別子(被告のサービスを利用する際に被告から個々のユーザに付与される、個々のユーザ固有のデジタル情報)を知らせ合うことなく交流できるようにした」が、構成要件Hの…「前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく交流できるようにした」に相当する。</p>	<p>(1) 構成要件の解釈</p> <p>ア …「連絡先の個人情報」とは、「『連絡先』という特定の個人(個々人)を識別することのできる、個々人に固有の情報」及び「当該情報を相手に通知することによって、相手と後々コンタクトが取れるようになる、個々人に固有の情報」を意味する。</p> <p>イ 連絡先の個人情報を「知らせ合うことなく」とは、本件明細書等において、「交換する」方法、「知らせ合う」方法を限定する記載はないことから、通信回線等を用いて連絡先の個人情報を交換することも、相手の面前での提供等それ以外の方法で連絡先の個人情報を交換することも行わないという意味と理解すべきである。</p> <p>ウ 本件明細書等において唯一開示されているのは、共有仮想タグを用いることで「連絡先の個人情報」を端末間で交換せずに交流することを可能にする技術であり、本件明細書等の段落【0019】～【0021】には、「連絡先の個人情報」を端末間で交換せずに共有仮想タグを用いることで課題を解決することが明瞭に記載されている。</p> <p>…本件明細書等には、「連絡先の個人情報」を端末間で交換した上、それをユーザが認識できないように表示する技術については、一切開示しておらず、むしろ、「課題を解決するための各種手段と実施の形態との対応関係」を示す段落【0008】や【0010】には、「連絡先の個人情報」に相当する</p>

争点	原告の主張	被告の主張
	<p>(2)</p> <p>ア 被告は、・・・「連絡先の個人情報を知らせ合うことなく」との構成要件は、相手との直接連絡を取ることができないようにするための課題解決手段でなければならないと主張する。</p> <p>しかし、メールアドレスのような知得できる連絡先の個人情報は、知得した者がその情報を用いて相手方にメッセージ等を伝えることを可能にする情報であるため、知得した者により他人に横流しされて転々流通し、成りすましやスパムの被害が発生するのである。</p> <p>これに対し、本件各発明の交流先のリストは、ユーザ自身が知得してユーザ端末に登録するのではなく、コンピュータ側からの制御によりユーザ端末に表示されるため、メールアドレスのように知得した者により転々流通(横流しや転売)がされる不都合がない結果、成りすましやスパムの被害を極力防止することができる。・・・</p> <p>イ 被告は、ユーザネームとアイコンは、交流相手本人を識別できる情報で</p>	<p>「ユーザID」を端末間で交換しない課題解決手段のみを記載している。</p> <p>さらに、本件特許請求の範囲には、「前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させる」ことが規定されているところ、仮に「連絡先の個人情報」が端末間で交換されているのであれば、単に、端末に記憶されている「連絡先の個人情報」を、匿名化等してユーザが知得できない態様で表示すれば交流が可能になるから、「コンピュータ側からの制御」は必要がない。つまり、「前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させる」という本件特許請求の範囲の記載は、本件各発明において、「連絡先の個人情報」が端末間で交換されておらず、端末に「連絡先の個人情報」が記憶されていないことを示しているということができる。</p> <p>したがって、本件特許請求の範囲及び本件明細書等の記載に接した当業者は、本件各発明は、「連絡先の個人情報」が端末間で交換されない発明であると理解する・・・</p> <p>(2) 被告システム等が構成要件を充足しないこと</p> <p>ア ……被告システム等において、ユーザネームとアイコンは「連絡先の個人情報」に該当し、「ユーザ識別子と紐付いているユーザネーム等」として一体のものとして「連絡先の個人情報」に該当する。</p> <p>被告システムにおける本件機能を用いたユーザ同士は、「連絡先の個人情報」に該当するユーザネームとアイコンを交換し、相手のユーザネームとアイコンを閲覧できるようになるのであるから、被告システムは「ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく交流できるようにした」との構成要件</p>

争点	原告の主張	被告の主張
	<p>あつて、「連絡先の個人情報」に該当すると主張する。</p> <p>しかし、ユーザネームとアイコンは、個々のユーザに固有の連絡先の情報ではなく、相手のスマートフォンの友だちリストに表示させることにより相手に自分を認識させるためのプロフィール情報であつて、アイコンを登録しなくてもユーザ同士は交流することができるし、・・・プロフィール設定アイコン・・・をタップすることにより、ユーザ名を容易に変更できるものであつて、・・・トーク等の通信時にトーク相手を特定する制御機能はない。</p> <p>一方、純粋なアカウント情報である「ユーザ識別子」は、相手のスマートフォンの友だちリストに表示されることはなく、同リストに表示されるユーザネームをタップすることにより、同ユーザのユーザ識別子をLINEサーバに送信してトーク相手としての同ユーザを特定し、トークルームを選択表示する制御に用いられる情報であり、交流相手に固有の連絡先を特定できる情報である。そして、ユーザ識別子は、他人が閲覧することはできないのである。</p> <p>したがって、被告システム等のユーザネームとアイコンは、「連絡先の個人情報」に当たらず、これに当たるのは、ユーザ識別子のみである。</p> <p>ウ 被告は、ユーザ識別子と紐付いているユーザネームとアイコンは、「連絡先の個人情報」に該当すると主張する。</p> <p>しかし、本件各発明の実施例でも、・・・「共有仮想タグ」は、「相手との連絡先の識別情報」と紐付けられている。</p> <p>これと同様に、被告システムにおいて、被告が主張するように、ユーザAの「ユーザネームとアイコン」がユーザ識別子に紐付けられ一体として</p>	<p>を充足しない。</p> <p>イ 被告システム等における「ユーザ識別子と紐付いているユーザネーム等」は、本件各発明が解決すべき課題a～dをいずれも解決し得ず、「ふるふる」による友だち登録によってユーザ識別子に紐付いたユーザネーム等を交換する被告システム等では、本件明細書等において従来技術として記載されているメールアドレス等と同じように、個人情報を相手に通知することによる欠点が生じることになる。</p> <p>そして、被告システム等においては、「連絡先の個人情報」であるユーザネーム等が、ユーザ端末間で交換され、閲覧できる(ユーザが認識できる)ようになるから、「ユーザ識別子と紐付いたユーザネーム等」は、「連絡先の個人情報」に該当し、当該情報を交換する被告システム等は、「連絡先の個人情報を知らせ合うことなく」に係る構成を備えない。</p>

争点	原告の主張	被告の主張
	<p>管理されており、ユーザBの端末上に表示されるユーザAの「ユーザネームとアイコン」を選択すると、それらと紐付いているユーザ識別子により、ユーザBがユーザAと連絡を取ることができるのであっても、「ユーザネームとアイコン」が「連絡先の個人情報」に当たることになるわけではない。</p> <p>被告システム等においては、「ユーザネームとアイコン」がユーザ識別子に紐付いているとしても、他人の「ユーザネームとアイコン」を知得した者は、トークルームで当該ユーザとメッセージの送受信をすることができないから、連絡先知得機能を有しない。その原因は、「ユーザネームとアイコン」を知らされた者は、ユーザ識別子から切り離された「ユーザネームとアイコン」を知得することになるからである。</p>	<p>ウ 被告システム等においては、相手のユーザ識別子とユーザネーム等がサーバを介して端末に通知され、友だちリストに当該ユーザネーム等が表示されるにすぎない。</p> <p>原告は、本件各発明における「コンピュータ側からの制御に基づいて」との発明特定事項は、単にサーバを介して端末間で情報伝達が行なわれ、端末にリストが表示される構成も含むと主張するが、以下の本件特許請求の範囲の文言、本件明細書等の記載及び出願経過(分割の経緯)からすれば、そのような解釈は採用し得ない。(以下省略)</p>